

令和8年度地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク  
強化事業に係る公募型プロポーザル実施要領（技術提案実施公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年3月6日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

**1 技術提案に付する事項**

(1) 業務名

令和8年度地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク強化事業

(2) 業務内容

令和8年度地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク強化事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料の上限

6,499,950円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

**2 技術提案に参加する者に必要な資格**

技術提案実施の公告日から委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する診療所を岡山県内に開設している法人であること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

(3) 実施医療機関において、発達障害に関して専門的な検査、診断、支援等を実施していること

(4) 発達障害の専門性に加え、仕様書5に掲げる業務を実施するための業務体制等を有していること

(5) 一般社団法人日本児童青年精神医学会認定医、一般社団法人日本小児精神神経学会認定医、一般社団法人日本小児心身医学会認定医、一般社団法人日本小児神経学会が認定する発達障害診療医師、一般社団法人子どものこころ専門医機構が認定する子どものこころ専門医、県が実施する「子どもの健やか発達支援事業」担当医、県児童相談所嘱託医又は発達障害に関し、これらと同等の知見を有すると岡山県が認める医師を配置していること

- (6) 仕様書5に掲げる業務を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有していること

### 3 委託契約事務の担当課

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県子ども・福祉部 障害福祉課福祉推進班

TEL：086-226-7362

FAX：086-224-6520

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

### 5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）及び実施医療機関基本情報（様式第2号）（以下「参加資格確認書類」という。）並びに直近の法人決算書を次のとおり提出しなければならない。

#### (1) 参加資格確認書類及び仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで  
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ  
（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>）からもダウンロードできる。

#### (2) 提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで  
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等（一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。  
ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出ができなかったものとみなす。

エ 提出書類

(ア) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

所在地、法人名称及び代表者役職・氏名を明記の上、代表者の印を押印すること

(イ) 実施医療機関基本情報（様式第2号）

(ウ) 直近の法人決算書（1年度分）

#### (3) 技術提案参加資格要件の審査

(2) エの提出書類を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 仕様書等に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和8年3月6日(金)から令和8年3月19日(木)午後5時まで
- イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)により3の担当課にファックスで送信すること。なお、送信後に3の担当課に電話で着信を確認すること。
- ウ 回答方法 随時、岡山県子ども・福祉部 障害福祉課のホームページに掲載する。

## 6 技術提案手続等

(1) 技術提案書の配布期間及び場所

- ア 配布期間 令和8年3月6日(金)から令和8年3月26日(木)まで  
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ  
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>)からもダウンロードできる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和8年3月26日(木)午後5時(必着)
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送等(一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。)ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出書類

- (ア) 技術提案書(第4号様式) ※押印不要
- (イ) 事業計画書(第5号様式) ※押印不要
- (ウ) 見積書(第6号様式及び別紙) ※正本のみ押印すること
- オ 提出部数 5部(正本1部、副本4部(コピー可)とする。)

## 7 委託候補者の選定

(1) 選定の方法

審査委員会において、委託業務の内容に係る技術提案書等の審査を行い、総合的に判断して最も評価の高い者を委託候補者として選定する。ただし、提出された見積書の見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)が上記1(4)委託料の上限を超える場合は、参加資格がない者として扱い、審査の対象としない。

(2) 選定の通知

上記(1)により選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知を行う。また、岡山県子ども・福祉部 障害福祉課のホームページにおいてもその旨を公表する。委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知を行う。なお、選定委員会は非公開とし、審査の経緯等に関する問い合わせには応じない。

## 8 契約の締結

- (1) 契約形態は委託契約とし、委託候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。
- (2) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。

## 9 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。(ただし、岡山県財務規則第155条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。)

## 10 その他

- (1) 本事業は、岡山県の令和8年度当初予算において予算措置された場合に事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も生じない。
- (2) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。